

を組織す

會長は内閣總理大臣の指定する地方長官をもつてこれに充つ

委員は會長たる者を除くの外當該地方内の地方長官、財務局長、税關長、地方專賣局長、營林局長、鑛山監督局長、工務官事務所長、地方燃料局長、海務局長、遞信局長、鐵道局長および勞務官事務所長を以てこれに充つ

(註) 地方の事情により本文の地方特別官廳の長の若干を缺き又は他の地方特別官廳の長を加ふることあるべし

(3) 權限

地方行政の綜合連絡調整に任ずるものとす

(4) 運 營

(イ) 本協議會の運營についてはその敏速適正を期し得るやう議事規則等を作るものとす

(ロ) 本協議會の庶務は會長たる地方長官所屬の地方廳に於て之を行ふ

二、戰時行政職權特例に左の如き改正を加ふること

協議會の長たる地方長官は關係地域内における各種行政の綜合連絡調整を圖るため必要あるときは關係地方長官に對し必要なる指示をなしおよび特別地方行政官廳の行政に關しては所管大臣に對し當該特別地方官廳に對し必要なる指示をなすべきことを求むることを得

三、指定都廳府縣に特別の職員を増置すること

協議會の會長たる地方長官所屬の都廳府縣に參事官(假稱、勅任官)專任一人を置き知事の命を承け當該協議會の關係地域内における各種行政の綜合連絡

調整に關する事務を掌らしむ

(註) 參事官は地方行政協議會の事務統理に當らしむ

工場就業時間制限令廢止の件公布

決戦下國民勞力總動員の要請に即應すべく國民徵用令其他勞務關係總動員法諸法令の改正趣旨については本誌前號本欄既報の如くであるが、その一部をなす工場就業時間制限令廢止の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。なほ之に伴ひ工場就業時間制限令施行規則も亦廢止せらるゝこととなつた。

工場就業時間制限令廢止ノ件

(昭和十八年六月十五日 勅令第五百一號)

工場就業時間制限令ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ハ舊令ハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

重要事業場勞務管理令中左ノ通改正ス

第二十五條第一項中「工場就業時間制限令」ニ「ヲ削ル

厚生省官制中左ノ通改正ス

第十九條第二項及第二十條第二項中「工場就業時間制限令、」ヲ削ル

警視廳官制中左ノ通改正ス

第三條中「工場就業時間制限令施行ニ關スル事務、」ヲ削ル

第十二條保安部ノ部中第七號ヲ削リ第八號ヲ第七號トシ以下順次繰上ゲ

第十六條ノ二第二項及第二十三條第二項中「工場就業時間制限令施行、」ヲ削ル

北海道廳官制中左ノ通改正ス

第十二條第四項中第六號ヲ削リ第七號ヲ第六號トシ以下順次繰上ゲ

第十六條ノ二第二項及第二十九條ノ三第二項中「工場就業時間制限令施行、」ヲ削ル

地方官官制中左ノ通改正ス

第十五條中第六號ヲ削リ第七號ヲ第六號トシ以下順次繰上ゲ

第三十五條第二項中「工場就業時間制限令施行、」ヲ削ル

決戦段階の國民勞務總動員要請に即應すべき勞務調整令中改正の件は、昭和十八年六月十九日付官報を以て左の如く公布せられた。

勞務調整令中改正ノ件

(昭和十八年六月十八日 勅令第五百十三號)

第一條中「就職及退職ノ制限」ヲ「就職、從業、退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ關スル命令」ニ改ム

第三條第二項、第五條、第六條、第八條、第十條、第十七條及第二十條第二項中「道府縣」ヲ「都道府縣」ニ改ム

第八條ノ二 厚生大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ)必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ業種又ハ職種ヲ指定シテ男子從業者ノ雇入、使用、就職及從業ヲ禁止又ハ制限スルコ

勞務調整令中改正の件公布